

諮問番号:令和3年度諮問第1号

答申番号:令和3年度答申第1号

答 申 書

桜井市行政不服審査会

第1 審査会の結論

桜井市福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が、審査請求人に対して行った生活保護法(昭和25年法律第144号。(以下「法」という。)第78条の規定に基づく生活保護費徴収金決定処分(以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。))は、棄却されるべきであるという審査庁の判断は、妥当である。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件処分の取り消しを求める。その理由は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人の主張は、生活保護の被保護者である審査請求人が、同じ世帯に属する長女(当時高校生)のアルバイト収入を申告せずに生活保護費を受給したことが「不実の申請その他不正な手段により」保護を受けたとして、処分庁より令和3年7月16日付けで本件処分を受けたが、「審査請求人が収入申告をしなかったのは、長女が収入を得ていたことを全く知らなかったためであり、また、同一世帯であっても、長女が他所で働いていることを疑わせる事情がなく、かつ、長女自身が、そのことを審査請求人に知らせる意思がない場合、審査請求人がそれを把握することは困難であり「不実の申請その他不正な手段により」保護を受けた場合にはあたらず、本件処分は不服である。
- (2) 生活保護費の支給額が世帯単位で算定されるとしても、法第78条第1項に基づく徴収金決定は、あくまで受給者に対してなされるものであり、同決定に基づき返還義務を負うのも受給者である。従って、法第78条決定の実質的要件の有無は、審査請求人自身の認識に基づいて判断すべきであり、仮に、長女に不正の意思があったとしても、そのことをもって「請求人に不正の故意があったとみなす」ことは許されないと主張する。
- (3) 桜井市福祉事務所が、長女がアルバイトしていると早期に認識していたということであれば、速やかに審査請求人に対して、事実確認を求めるべきであったのに、約7ヶ月間、審査請求人に対し何も報告せず、未成年である長女にのみ報告を求めた桜井市福祉事務所の対応は大いに問題があったと指摘する。

2 処分庁の主張

本件処分の棄却を求める。その理由は以下のとおりである。

- (1) 処分庁は、審査請求人が本市で生活保護を受給する際、世帯員全体の収入の把握、申告義務がある事の説明を受けた上で「生活保護法第 61 条に基づく収入の申告について(確認)」の書類に署名捺印している。加えて、審査請求人は、生活保護の前実施機関である■■■■市で、令和元年 10 月 1 日に本件処分と同様の内容にて、法第 78 条に基づく費用徴収決定を受け、同日付けで「指導指示書」の交付及び指導を受けていることから、収入申告義務については理解していると判断できる。また、長女は、本件処分の対象とは異なる収入について収入申告書を当市に提出している事実があるため、申告義務は理解していると判断できる。
- (2) 処分庁は、長女が給与収入を得るため自宅を長時間不在していたことについて、審査請求人は、長女の就労状況を確認する機会があったにも関わらず収入把握を怠っていたと判断できる。
- (3) 処分庁は、長女に対して収入申告義務に係る説明及び就労状況の確認を行っていたが、長女は処分庁に虚偽の説明及び申告を行っていた。長女には明らかに不正の意思があったと認められ、審査請求人にも不正する故意があったと見なせるので、本件処分は適法な手続及び法意に基づいて行つた処分であり、審査請求を棄却する裁決を求めると主張する。

第 3 審理員意見書の要旨及び審査庁の諮問に係る判断

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないため、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 本件に係る法令等の規定について

ア 収入の認定

法第 4 条第 1 項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。これは、生活に困窮する者が、利用し得る資産、能力等を活用してもなお最低限度の生活の維持ができない場合に、その不足分を補うという生活保護制度の基本的な原理原則の一つである保護の補足性の原理について定めたものであり、法による保護を受けるためには、利用し得る資産、能力等を活用することが要件となっていることから、現実に得た金銭(現物を含む。)については、最低生活の維持に充てることが原則であり、就労可能な者がその能力を活用して得た収入についても同様である。

また、法第 10 条の規定により、保護は、原則として世帯を単位としてその要否及び程度を定めることとされていることから、世帯主及び世帯員が収入を得た場合は、保護の実施機関が当該収入を世帯の収入として認定したうえで、保護基準に基づくその世帯の最低限度の生活の維持に不足する分について、保護に要する費用を支給することとなる。

ただし、就労による収入については、その全額を収入認定するのではなく、勤労に伴って増加する生活需要を補填することにより労働力の再生産を図るとともに勤労意欲の助長を図る観点から、収入額に応じて基礎控除額を設けている。このほか、未成年者に対しては、教養その他健全な生活基盤を確立するための特別の需要に対応するとともに未成年者の勤労意欲助長を図るため、基礎控除に加え、未成年者控除として、就労収入から一定額を控除のうえ収入認定する取扱いを行っている。

更に、就学中のアルバイト等の収入の取扱いについては、私立高校における授業料の不足分、修学旅行費、又はクラブ活動費(学習支援費を活用しても不足する分に限る。)、学習塾費等に充てられる費用は、就学のために必要な費用として、必要最小限度の額を収入として認定しないこととして差し支えないとされている等、就学しながら保護を受けることができる者の収入については、一定の範囲内において収入認定しない取扱いも可能とされている。

イ 生活上の義務

法第 60 条は、「被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。」と規定している。

ウ 届出の義務

法第 61 条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。」と規定している。

エ 費用の徴収

- ① 法第 78 条第 1 項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる

きる。」と規定している。また、生活保護手帳別冊問答集 2021 年度版(以下「問答集」という。)P. 443 問 13-23 答(3)では、法第 78 条による費用の徴収は、各種控除を行うことなく、必要最小限度の実費を除いた収入額を徴収の対象としている。

- ② 問答集P. 417 問 13-1 答②(C)では、不当受給に係る保護費の徴収に当たり法第 78 条の適用によることが妥当な場合として、「届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。」としている。

(2) 本件処分について

ア 本件処分の決定について

法第 4 条第 1 項の保護の補足性にに基づき、生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ、その要否及び程度は、法第 10 条の規定により世帯単位を原則として定められる。そのため、各被保護者に扶助される保護費は世帯単位で合算され、世帯主に対して扶助されることとなる。本件において、長女の就労収入は審査請求人を世帯主とした世帯全体の要否及び程度の判定に関わることであるから、世帯単位の原則に基づき、扶助と同様に世帯主に対して本件処分が決定されることになる。

イ 届出義務の履行者について

法第 61 条における届出義務は、被保護者に対して規定されていることから、審査請求人だけでなく、長女に対しても同様に届出義務は課されているものである。したがって、仮に審査請求人に「不実の申請その他不正な手段」により故意に保護費を不正に受給する意思がなかったとしても、長女に同様の意思があった場合には、本件処分を行うことは適正である。したがって、審査請求人が長女の就労収入があることを知らなかったために、適切に収入申告ができなかったことをもって、本件処分が違法又は不当であると認めることはできない。

ウ 法第 78 条第 1 項の「不実の申請その他不正な手段」の該当性について

被保護者である長女について、弁明書証拠書類(1)ケース記録票の写しによれば、令和 3 年 5 月 27 日記録にケースワーカーと長女が面談を行った際、 での収入申告書を長女自身が提出している他、「
 では一切働いたことはない」との発言があった旨記載がある。

また、反論書証拠資料 2. 令和 3 年 12 月 23 日付け [REDACTED] 陳述書によれば、「アルバイトで得たお給料については市役所に報告しないといけないことは分かっていたが、報告すると折角稼いだお給料が持っていかれると思っていたので市役所には報告しませんでした」との記載がある。このことから、長女はアルバイトで給与収入を得ていたにもかかわらず処分庁に積極的に虚偽の申告をしていたことが認定できる。

よって、「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたものとして法第 78 条第 1 項を適用した本件処分は適法かつ適正なものであると認定できる。

(3) 付言

生活保護の実施にあたり、被保護世帯に収入申告の必要性及び義務について説明を行うことはもちろん、その理解状況についてケースワーカーと共有し明確にしておくことが必要である。特に世帯内に未成年を含む稼働年齢層の世帯員がいる場合は、その者からも弁明書証拠書類(3)の「生活保護法第 61 条に基づく収入の申告について(確認)」に署名等の記載を求めることや、収入申告義務の説明及び各種控除等についての説明を行うこと等、未成年者を含む稼働年齢層の世帯員の状況に応じた丁寧な対応は必要であり、検討すべきである。

3 審査庁の意見

審理員意見書のとおり、棄却が適当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	経 過
令和 4 年 1 月 17 日	審査庁から諮問書の受理
3 月 4 日	第 1 回審議
3 月 7 日	処分庁に対し調査実施(書類提出依頼)
3 月 17 日	処分庁から上記調査の回答書類の受領
3 月 28 日	第 2 回審議
4 月 15 日	第 3 回審議

第 5 審査会の判断の理由

1 審査会の権限

当審査会は、処分庁によってなされた処分が、法令や条例の正しい解釈に基づき適正に行われたかのみを審査するものである。

2 審理員による審理手続について

当審査会に提出された諮問書の添付書類等によれば、本件審査請求に関する審査庁及び審理員の審理経過は、次のとおりである。

- ア 審査請求人は、令和 3 年 11 月 2 日付けで、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行う。
- イ 審査庁は、本件審査請求を担当する審理員として、監査委員事務局事務局長を指名した。
- ウ 審理員は、処分庁に対し、弁明書の求めを行い、処分庁は、令和 3 年 11 月 26 日付けで、弁明書を提出した。
- エ 審理員は、審査請求人に対して、弁明書の写しを送付するとともに、反論書の求めを行い、審査請求人は、令和 3 年 12 月 24 日付けで、反論書を提出した。
- オ 審理員は、処分庁に対して、反論書の写しを送付するとともに再弁明できる旨の通知を行い、処分庁は審理員に対して、再弁明を行わなかった。
- カ 審理員は、令和 4 年 1 月 17 日付けで、審査庁に対して、審理員意見書及び事件記録を提出した。
- キ 審査庁は、令和 4 年 1 月 27 日付けで、当審査会に対して諮問を行った。

以上のとおり、本件審査請求に係る審理員による審理手続について、行政不服審査法の規定に従い適性に行われたものと認められる。

3 審査会における調査の実施について

当審査会は、審査庁に対し、行政不服審査法第 81 条第 3 項において準用する同法第 74 条の規定に基づき、以下の書類提出を求めた。

- ①審査請求人長女の就労に係る保護者同意書類
- ②生活保護法又は関係省令等において、生活保護法第 78 条に基づく費用徴収決定に関し、同一世帯人又は未成年者の稼働年齢層に同法第 78 条決定する場合における名宛人が世帯主であると記載がある書類
- ③審査請求人長女が、未成年であるにもかかわらず、生活保護費を受領するに至った経緯、やり取り等が記載されている書類
- ④未成年者であっても生活保護費の受領を認めている場合の理由がわかる書類
- ⑤審査請求人が身体等に疾患を有していたかどうかがわかる書類又は記録
- ⑥審査請求人の生活保護費が口座振り込みになっていない理由
- ⑦処分庁職員が、審査請求人長女に対し説明した内容等を、長女が審査請求人に伝えていると発言又は確認できる書類
- ⑧長女に収入申告するように求めたのみで、審査請求人へ長女の収入申告を行うよう説明した時期が遅くなった理由がわかる書類

提出を求めた結果、前出の①・④及び⑤について審理員に提出された資料の他に、新たな資料提出があった。なお、その他の事項については、口頭により聴取を実施した。

調査の結果、①については、新たに提出のあった履歴書及び誓約書に、審査請求人の同意について記載欄があったが、反論書添付の陳述書署名及び弁明書証拠書類(3)「生活保護法第 61 条に基づく収入の申告について(確認)」の署名との筆跡の比較確認により、審査請求人自身の署名でないものと判断したが、履歴書内の保護者欄の携帯電話番号については、審査請求人自身のものであることを確認した。

②については、明示的に規定された書類は存在せず、対象者が未成年であり、生活保護費の支給が世帯単位であり、世帯を代表して世帯主に支給されること、さらには、法第 78 条徴収決定を実施したとしても、世帯主に支給する生活保護費から費用徴収が行われることから、本件処分決定の名宛人を世帯主である審査請求人としたと確認をした。また、当市においては、世帯構成員に法第 78 条決定がなされた場合は、決定通知書の名宛人は、当該世帯主に行っていることを確認した。

③及び④については、審査請求人の体調不良により受領が困難であったこと、長女が審査請求人に代わり、委任状も兼ねている審査請求人の生活保護受給者証及び印鑑を持参し来所したこと、さらには、法第 31 条第 3 項において「保護金品は世帯主に準ずるものに対しても交付することができる」こととなっていることから、世帯の実情を鑑みて個別に対応していることを確認した。

⑥については、生活保護上の説明及び指導等を行う機会を設けるため、その機会を設けることが困難な世帯については窓口支給対応を行っていることを確認した。

⑦及び⑧については、記録等は存在しないことを確認した。処分庁担当者が、長女に対して実施した説明についても審査請求人に対し直接説明しているとのことであったが、このことについては、処分庁担当者が説明を行っていたとしても、当該審査請求人が理解したことについてケース記録等によっても確認することができず立証することは困難であることから、当審査会は当該内容についての認定は行わない。

4 本件処分について

(1) 法令等の規定について

第 3「審理員意見書の要旨及び審査庁の諮問に係る判断」、2「審理員意見書の理由」、(1)「本件に係る法令等の規定について」の通りと認められる。

(2) 本件処分の争点について

当審査会においては、本件処分の争点として、審査請求人は、長女がアルバイトをし、給与収入を得ていたことを認識していたか否か(争点①)、法第 78 条第 1

項に規定する「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたといえるか否か(争点②)について検討する。

(3) 争点 1 「審査請求人は、長女がアルバイトをし、給与収入を得ていたことを認識していたか否か。」

審査請求人は、長女の本件アルバイト収入を申告しなかったのは、審査請求人が長女の本件アルバイト勤務を知らなかったからであり、真実を隠蔽し、不正に受給しようとする故意はなかったと主張する。

これに対し、審理員意見書では、審査請求人が長女の本件アルバイト就労を認識していたか否かについては具体的に明言していない。

この点、審査請求人が長女の本件アルバイトの事実を具体的に認識していた場合、法第 78 条第 1 項該当性に重大な影響を与えることが明らかであるので、当審査会として調査を行ったうえ、判断することとした。

そして、当審査会の調査によって新たに提出された長女の履歴書及び誓約書には、長女のものと考えられる筆跡で審査請求人の名前が署名されているところ、これらの書類の作成に審査請求人が関与していなかったことが認められる。

このことは、反論書証拠書類 2.令和 3 年 12 月 23 日付け ████████ 陳述書に記載された、「母にもアルバイトをしていることはずっと伝えていませんでした」という事実と一致する。

したがって、審査請求人のこの点に関する主張も特段不自然とは言えず、また他に、長女の本件のアルバイト就労を具体的に認識していたと認めるに足る証拠はないので、審査請求人について係る認識があったと認定することは出来ない。

なお、審査請求人は、法第 78 条決定の実質的要件である「真実を隠蔽し、不正に受給しようとする故意」の有無は、受給者の認識に基づいて判断すべきであると主張するところ、審査請求人の主張は正当である。

(4) 争点 2 「法第 78 条第 1 項に規定する「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたといえるか否か。」

審査請求人は、長女の勤務状況の把握を怠っておらず、仮に怠った事実があっても、勤務状況の把握を怠る行為と「真実を隠蔽し、不正に受給しようとする」行為は違法性、悪質性の程度においてまったく次元が異なり、勤務状況の把握の懈怠に対して法第 78 条第 1 項を適用することが正当化されることはないと主張する。

しかし、審査請求人が述べる勤務状況の把握を怠る行為と「真実を隠蔽し、不正に受給しようとする」行為は違法性、悪質性の程度は、まったく次元が異なるものとは認められず、懈怠の程度が法第 78 条第 1 項の要件に該当するほど重大な程度に至っている場合には、これにあたるというべきである。

具体的には、当該受給者が収入申告義務を十分に認識していたにもかかわらず、世帯員の勤務状況の把握を故意に一切行わないなどの故意に匹敵する重大な過失があると認められる場合にも、法第 78 条第 1 項の「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」という要件に該当するというべきである。

この点、本件では、審査請求人は、本市で生活保護を受給する際、「生活保護法第 61 条に基づく収入の申告について(確認)」(弁明書証拠書類(3))の書類に署名捺印し、世帯員全体の収入の把握、申告義務がある事の説明を受けていたことが認められる。

なお、法第 61 条の届出義務については、生活保護の適正な支給のために極めて重要な義務であり、単に世帯員の収入を知った場合には申告すべきというだけでなく、世帯員の収入を積極的に把握して申告すべきことまで求められている義務と解すべきである。

そして、審査請求人は、令和 3 年 7 月 5 日、処分庁担当者から、課税調査によって長女の収入申告と給与申告に差額があり、長女に無申告収入がある可能性を伝えられた際、「娘はまだ高校生なので収入申告を行わなければならないことが分からないんです。私も、高校生ぐらいの時はそんなこと言われても分からなかったです。娘がどこでどのくらい働いているかは娘に任せているので分かりません。」(弁明書証拠書類(1)ケース記録)と述べていたことが記録されている。

また、反論書証拠書類 1.令和 3 年 12 月 23 日付け [] 陳述書には「不審に思うこともないのにあれこれ長女に詮索することはしませんでした。」と記載されており、審査請求人は、自身が長女の就労把握を行っていなかったことを認めている。また、同陳述書によれば、審査請求人が、長女が審査請求人に黙ってアルバイトをすることを強く禁止するなど具体的な監督行為をしていなかったことも認められるというべきである。

したがって、審査請求人は、長女が収入申告について理解していないことを認識ないし認容しつつ、かかる長女にアルバイト勤務をするか否かの判断を任せきりにして何ら具体的な監督もしていなかったものと言わざるを得ず、世帯員の勤務状況の把握を怠った程度は、極めて重大である。

よって、審査請求人には、法第 61 条の申告義務について故意に匹敵する重大な過失があり、それによって生活保護を受給したものとして、法第 78 条第 1 項に該当することが認められる。

5 結論

よって、本件処分は適法であり、本件審査請求は棄却されることが相当である。

6 付言

「生活保護の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日付け社援保発 0723 第1号)(厚生労働省社会・援護局保護課長通知)では、被保護世帯に収入申告の必要性及び義務について説明を行ったことや当該被保護者がその説明を理解したことを実施機関と被保護世帯と共有し明確にすることを求めており、また、収入申告の義務について説明を行う際、世帯主以外の未成年を含めて稼働年齢層の世帯員がいる場合は、当該世帯員本人の自書による署名等の記載を求めることや、既に受給中の世帯については稼働年齢層の世帯員がいる世帯への訪問時に改めて収入申告の義務について説明するとともに、各種控除等についても説明することなどを留意点として挙げている。

このことについては、処分庁担当者が、審査請求人に対して、本市で生活保護を受給する際、「生活保護法第61条に基づく収入の申告について(確認)」の書類に署名捺印させ、世帯員全体の収入の把握、申告義務がある事を説明しているが、長女に対しては、令和2年12月4日に生活保護費の受給の際等に数回、収入の申告義務について説明を行っているのみであり、説明時に厚生労働省社会・援護局保護課長通知(社援保発 0723 第1号)が留意点として挙げる自書による署名等をさせていないほか、収入として認定しないものの取り扱い等についての説明や確認を行ったとまでは認められない。

今後は、生活保護受給者に対し、収入申告だけでなく、控除や生活保護の意義等も含めた説明を行い、未成年であっても稼働年齢層の世帯員に対しては、その者からも「生活保護法第61条に基づく収入の申告について(確認)」に署名等の記載を求めたうえで、本人と面談を行い、アルバイトによる収入の有無を確認する機会を増やす等、生活保護受給世帯の生活状況等に応じた丁寧な対応を検討すべきである。加えて、口頭での情報伝達だけでなく、重要な伝達内容については、文書による通知を行い、処分庁と生活保護受給世帯との間で、正確に情報を共有するよう、検討をすべきである。

なお、本件において処分庁は、給与調査により判明した不申告の事実について、長女に聞き取り等を実施する前に法第78条徴収決定を行っており、同日(令和3年7月16日)付で決定通知書を作成しているが、長女への内容聞き取り後に、当該決定の判断が正しいかを令和3年7月29日に再度会議に諮り、当該決定を妥当と結論づけている。

同日付け(令和3年7月29日)での決定通知書を再度作成せず、内容聞き取り前に決定し作成していた日(令和3年7月16日)付の決定通知書を、後日(令和3年8月6日)に審査請求人へ交付したことは、行政手続の正当性及び経緯等の透明性を損なう恐れがあることから、適切且つ適正に実施するよう望むものである。

7 総括

以上の内容を踏まえると本件審査請求人の主張に理由がないことから、当審査会は第1「審査会の結論」記載のとおり判断するものである。

令和4年5月2日

桜井市行政不服審査会

委員(会長) 山本智美

委員 藤次芳枝

委員 細田昌孝